

# 令和3年度

## 訪問看護出向事業の取り組み



- 令和4年3月12日（土）13:30～
- 広島県看護協会 事業部  
江村陽子

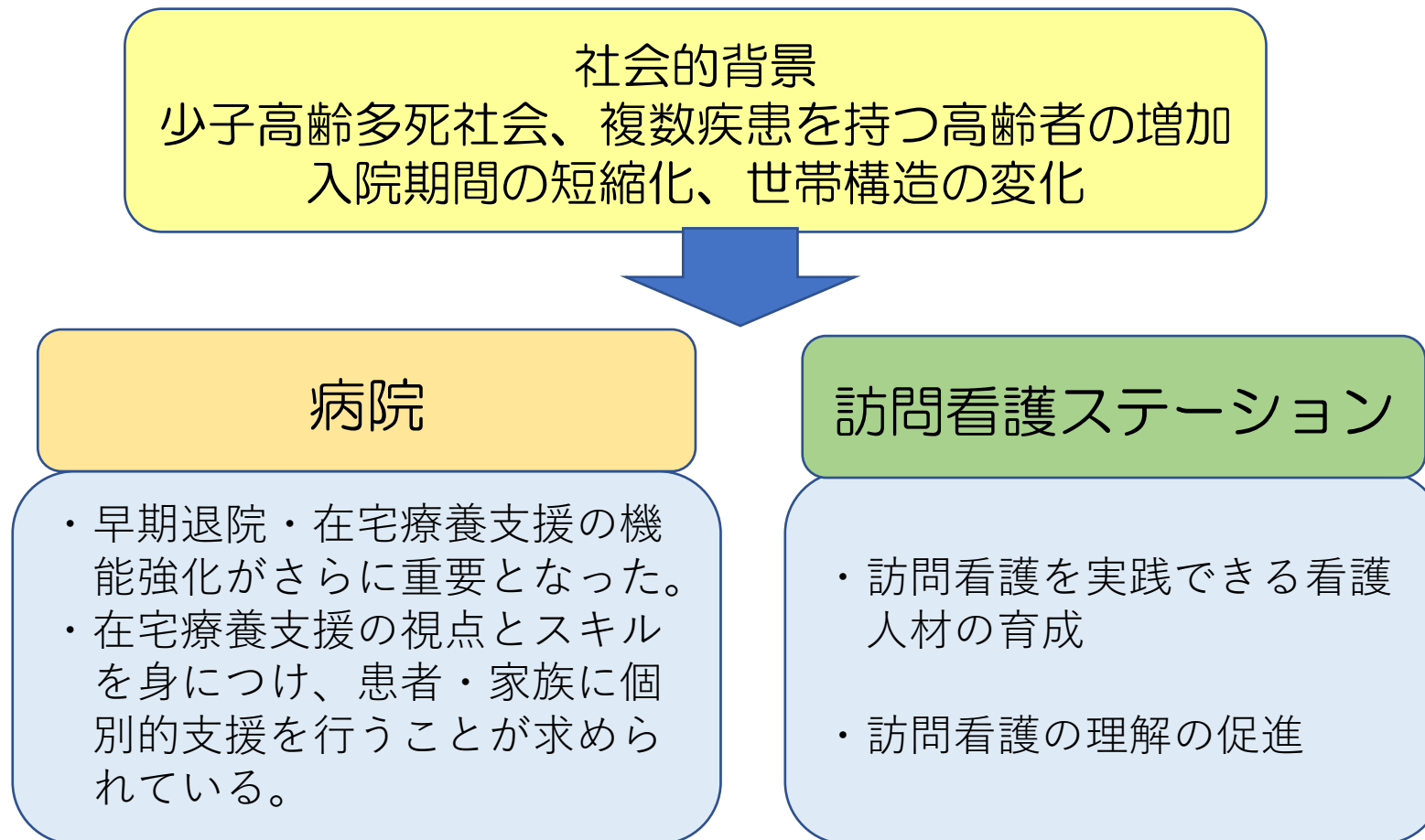
# 【本日の内容】

## ◆訪問看護出向事業の取り組み

- 訪問看護出向事業の背景
- 広島県看護協会の取り組みの経緯
- 出向に関する解説
- 訪問看護出向事業の期待する成果
- 訪問看護出向事業のスキーム
- 出向者における主な労働条件、労働保険・社会保険の適用
- 施設間の出向協定書
- 訪問看護出向事業のプロセス
- 事前準備の内容

## ◆訪問看護出向に係る希望調査結果の報告

# 訪問看護出向事業の背景



# 広島県看護協会の取組みの経緯

年 度	内 容
平成27年～28年度 (2015年～2016年)	厚生労働省老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 「訪問看護出向事業」を全国で14ケース実施 (日本看護協会)
平成30年3月 (2018年)	「訪問看護出向事業ガイドライン」作成 (日本看護協会) (モデル事業で得られた成果と課題をもとに)
平成31年 (令和元年) (2019年)	「訪問看護ステーションの機能強化に関する実態調査」 訪問看護ステーション協議会が実施 (広島県)
令和2年度 (2020年)	令和2年度「地域の中核病院等から訪問看護ステーションへの看護師派遣システムの構築検討」
令和2年度 (2020年)	訪問看護出向事業運営会議の設置 (広島県看護協会) 訪問看護出向システムの構築、『訪問看護出向事業の手引き』作成
令和3年度 (2021年)	訪問看護出向希望調査の実施 (広島県看護協会) モデル事業として1ケース実施

平成30年（2018年作成）日本看護協会



令和2年（2020年作成）広島県看護協会



# 出向に関する解説

- 「出向」とは、一般的には出向元事業主と何らかの関係を保ちながら、出向先において新たな労働契約に基づき、相当期間継続的に勤務する形態をいう。
- 「出向」には、在籍型出向と移籍型出向がある。
- 「訪問看護出向事業」は、在籍型出向により行う。
- 「在籍型出向」とは、出向元との労働契約を維持したまま、出向先とも労働契約を結んで、出向先の指揮命令のもと業務に従事するものをいう。出向元と出向先との「二重の雇用契約関係」となる。

# 訪問看護出向事業の期待する成果

## 出向元の成果

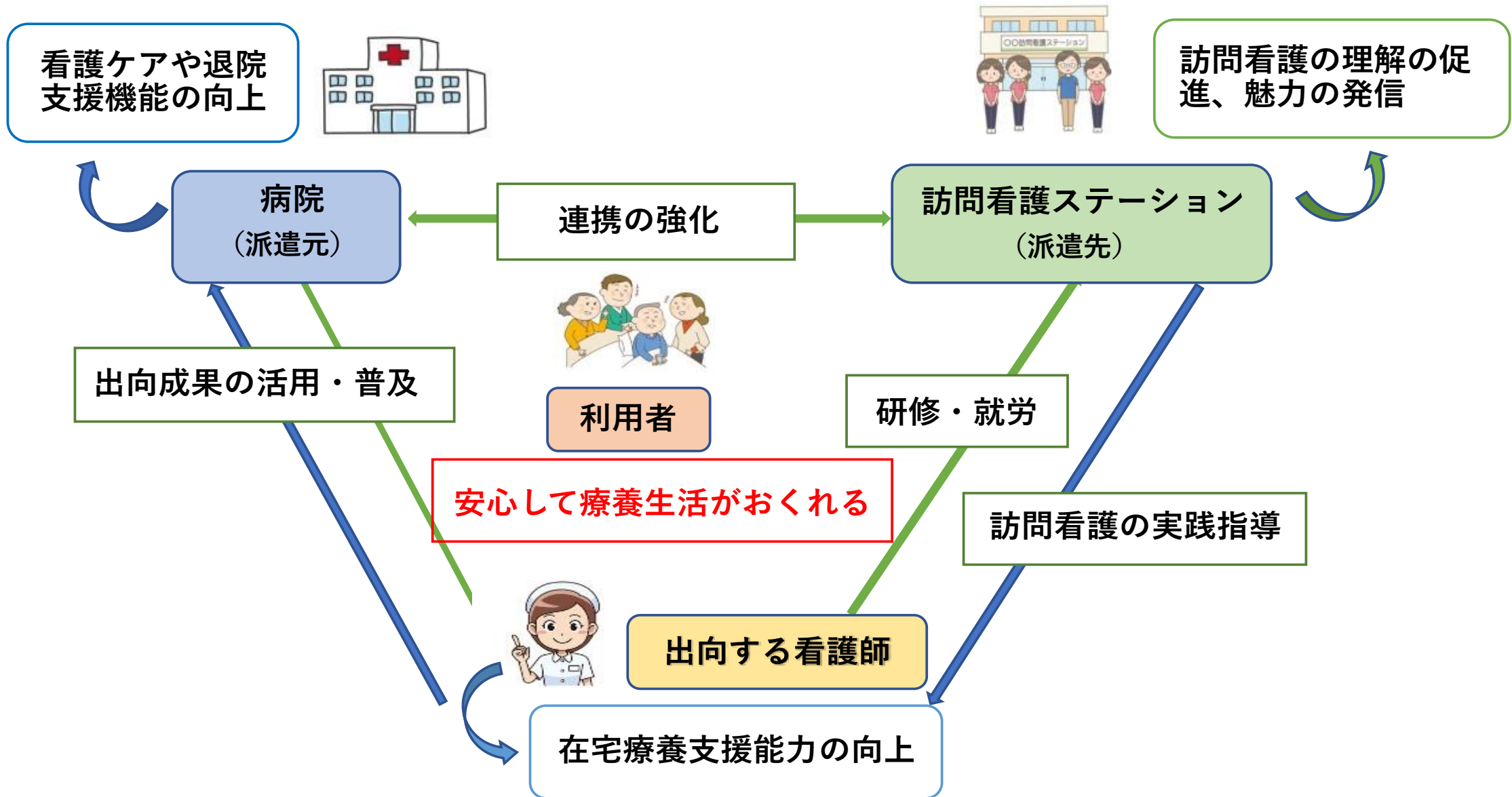
病院の成果	病院看護師の成果
○病院・病棟の機能強化や看護職のスキルアップへの還元	○在宅療養可能な患者像の広がり
○訪問看護ステーションとの連携強化	○利用者本位の看護の実践
○病院や病院看護師の役割を地域にPR	○在宅療養者を支えるサービスや多職種との連携・調整力
	○病院の看護ケアや退院支援に対する課題認識

## 出向先（訪問看護ステーション）の成果

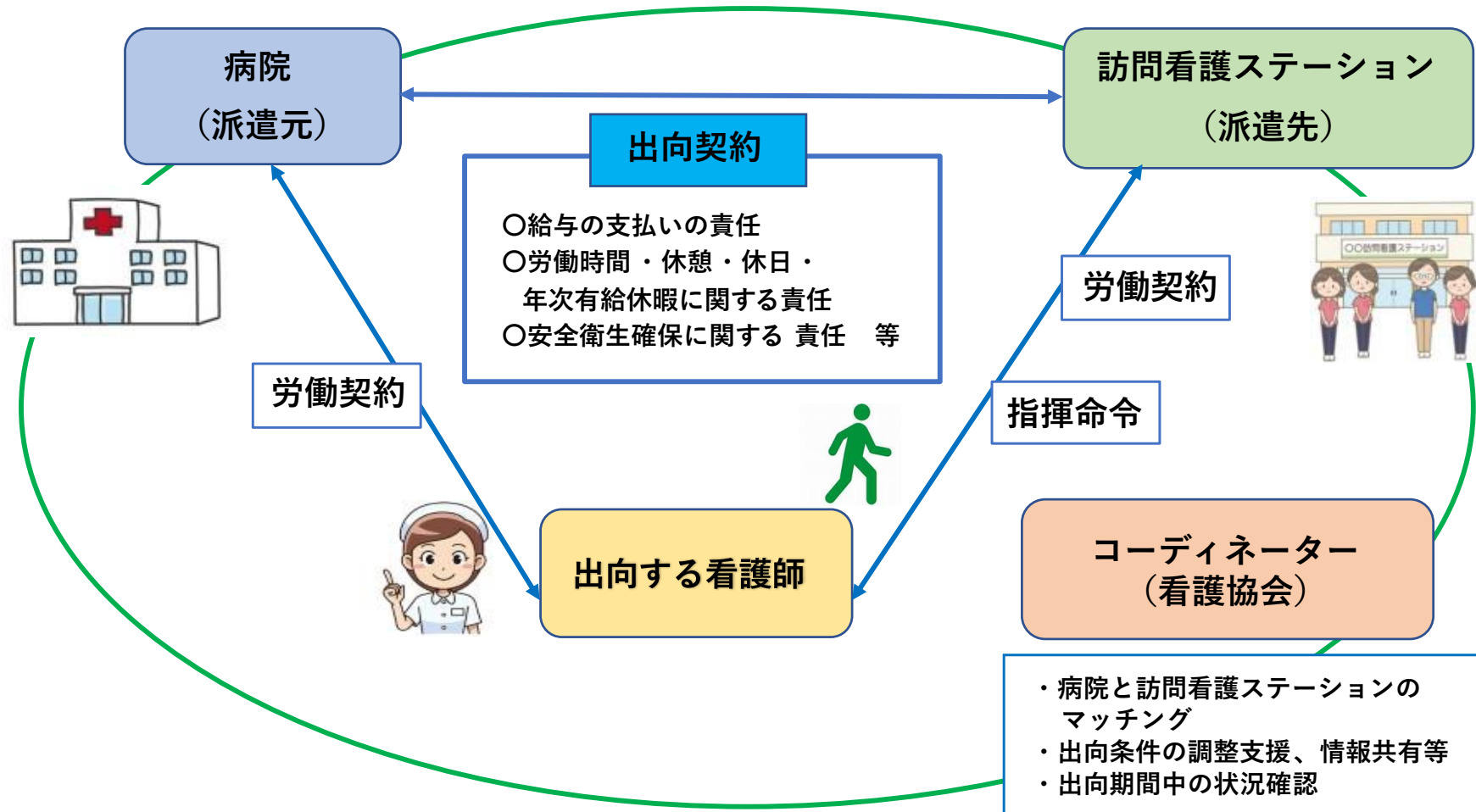
- 訪問看護の理解の促進、魅力の発信
- 病院と訪問看護ステーションの連携強化
- 訪問看護を実践できる看護人材の育成・活用

## 訪問看護利用者（患者）への効果

- 安心して在宅療養が出来る



# 訪問看護出向事業のスキーム



# 出向者における主な労働条件、労働保険・社会 保険の適用

①	賃金	出向元と出向先の取り決めによる
②	手当	出向元と出向先の取り決めによる
③	賞与	出向元と出向先の取り決めによる
④	退職金	原則として出向元の基準を適用
⑤	労働時間・休憩・休日	原則として出向先の基準を適用
⑥	有給休暇	出向元での勤続実績をもとに取得日数を算定
⑦	健康管理・安全衛生	原則として出向先が配慮義務を負う
⑧	服務規律	原則として出向先の基準を適応
⑨	福利厚生	出向元と出向先の取り決めによる
⑩	懲戒	出向先、出向元双方の基準を適用できる
⑪	退職・解雇	原則として出向元の基準を適用
⑫	労災保険	実際の労務提供先で適用
⑬	雇用保険	主たる賃金の支払元
⑭	健康保険・厚生年金保険	賃金の直接支払元

# 施設間の出向協定書

## 出向協定書

〇〇〇〇病院（以下「甲」という）と△△△△訪問看護ステーション（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の労働条件及び出向にかかる経費の負担等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、乙の行う事業に従事することを目的として、同意した出向者を乙に出向させるものとする。

### （出向者）

第2条 出向者は、次の者とする。

出向者 氏名 \_\_\_\_\_

### （出向期間）

第3条 出向期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

ただし、甲及び乙は、必要と認めるときは、双方協議の上、その期間を変更する。

### （身分）

第4条 出向者は、在籍型出向とし、甲の従業員の身分を失わないまま、乙の指揮監督下において、乙の業務に従事する。

### （就業時間、休日、休暇等）

第5条 出向者の就業時間、休憩時間、休日等の勤務条件については、乙の就業規則に従うものとする。

2 出向者の休暇の取扱いについては、甲の就業規則に従うものとする。

3 出向者のその他の勤務に関する事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

### （給与・賞与・退職金の支給）

第6条 出向者の給与、時間外労働手当、賞与及び退職金は、甲の規定を適用し、甲が出向者に直接支給する。

### （社会保険・労働保険）

第7条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険は、甲において継続加入の上、これらに係る事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害補償保険は、乙において付保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

### （業務遂行に係る費用の負担）

第8条 職員被服費及び乙の業務遂行上要した費用は、乙の負担とする。

2 本契約に基づき乙が負担すべきものを甲が支給するときは、甲から乙への請求に基づき乙が甲に支払うものとする。

### （健康管理・安全衛生管理）

第9条 出向者の健康及び安全衛生管理は、原則として乙の措置による。ただし甲は、出向者の

健康及び安全衛生について乙の施策を十分把握し、甲の労働者との公平を失しないよう配慮を行う。

### （福利厚生）

第10条 出向者に対する福利厚生については、原則として甲の制度を適用し、その費用は甲の負担とする。

### （医療過誤）

第11条 乙の管理下において起こった医療事故等については、乙の責任において対応する。

### （損害賠償等）

第12条 出向者が乙の業務上、他人に損害を与えた時の賠償責任は、乙が負うものとする。

2 出向者が故意又は過失により乙に損害を与えた場合において、乙が出向者にその損害を賠償させようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

### （服務規律）

第13条 出向者の服務規律に関する事項は乙が定めるところによる。出向者は次の行為をしてはならない

（1）乙の名誉を毀損し、または利益を害すること。

（2）出向期間中に知り得た乙の業務上、経営上及び技術上の秘密（乙の利用者に関する一切の情報を含む）を第三者に漏らすこと。

（3）出向期間中に乙から受領した資料、データ、書類その他の一切の資料を許可なく複製、又は乙の施設外に持ち出すこと。

### （分限及び解雇）

第14条 甲は、第15条の規定に関して義務違反等があった場合、出向者の分限、懲戒について、双方が協議の上、基本的には甲の関係規定を適用する。

### （通知及び報告）

第15条 甲は必要ある場合に、出向者の勤務状況について乙に報告を求めることができるものとする。

### （協議事項）

第16条 本協定に記載のない事項、その他本協定に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通保有する。

令和 年 月 日

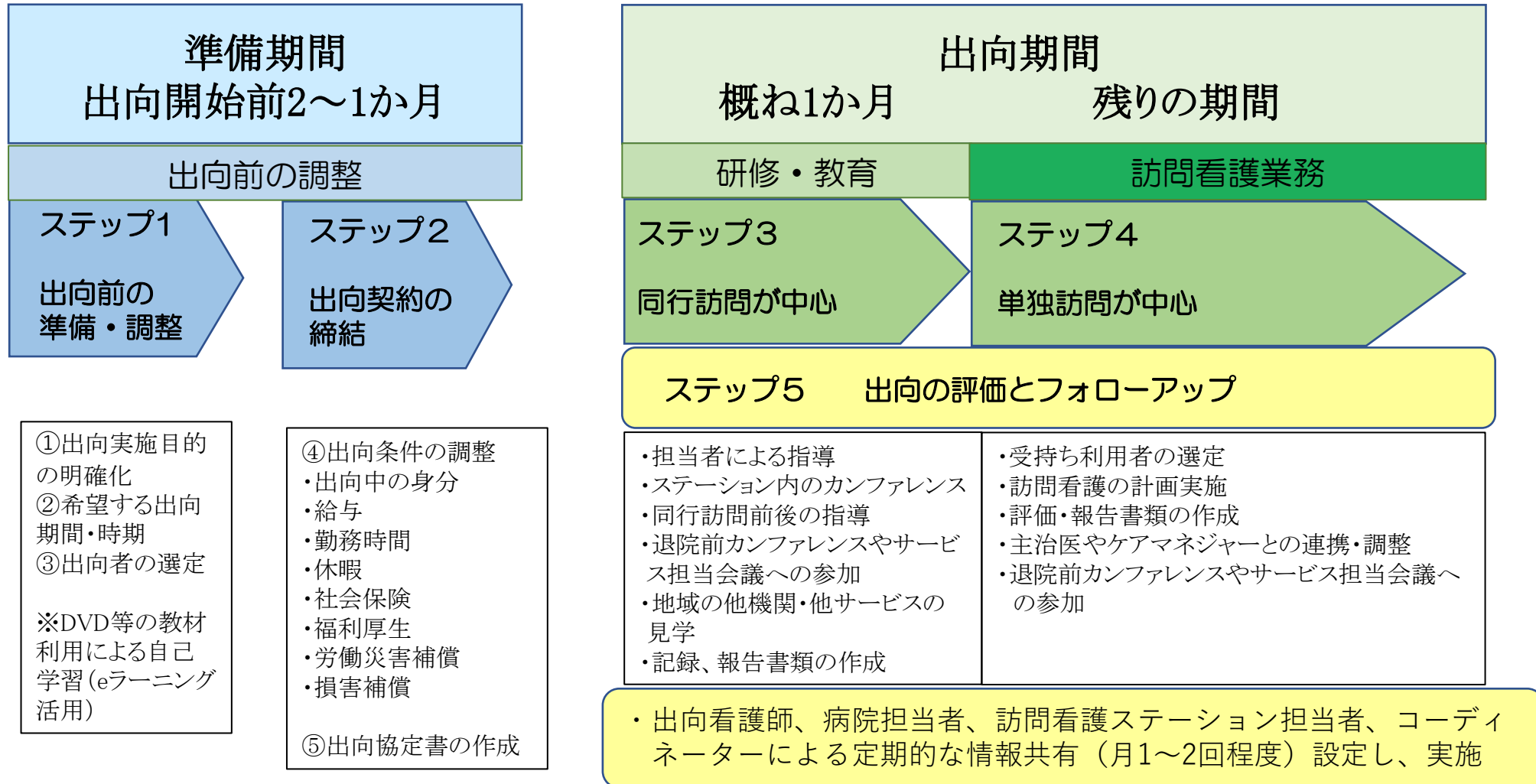
甲 所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

乙 所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

# 訪問看護出向事業のプロセス



# 事前準備の内容

## 訪問看護ステーション

### 受入れ計画書の作成

- 1 組織内の実施体制の整備
- 2 地方厚生局・広島市への変更届提出
- 3 出向者が使用する物品や移動手段の確保
- 4 出向者の雇用に伴うリスク
- 5 利用者や関係者への挨拶

## 病院（出向者）

### 看護管理者

- 1 院内での合意を得る
- 2 出向の実施目的
  - ・施設として期待する成果
  - ・出向に期待すること・学んできて欲しいこと

### 出向看護師

- 1 出向者の実践目標（1か月、2か月、3か月）
  - ・出向して学びたいこと
- 2 出向に関する同意書の提出（所属施設へ）
  - ・出向に関する労働条件等
- 3 「訪問看護eラーニング」での学習（経費は看護協会が負担）

# 訪問看護出向に係る 希望調査結果の報告



調査期間：令和3年6月10日～21日

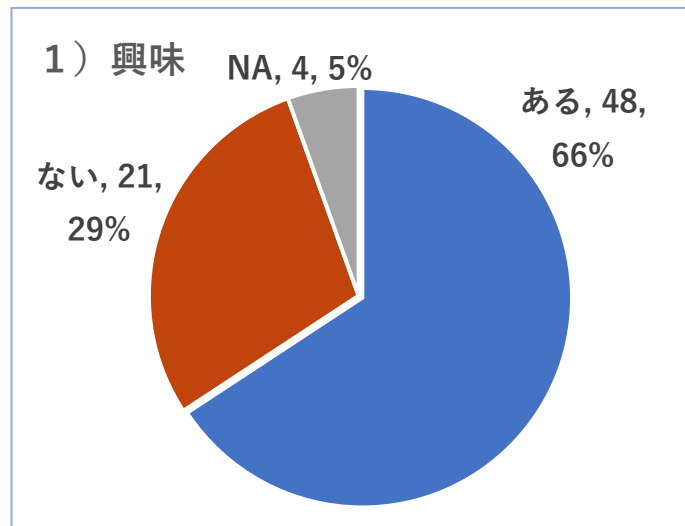
全体の回収率：57.1%

対 象：病院	109施設	回答73施設	(回収率66.9%)
訪問看護ステーション	171施設	回答87施設	(回収率50.9%)

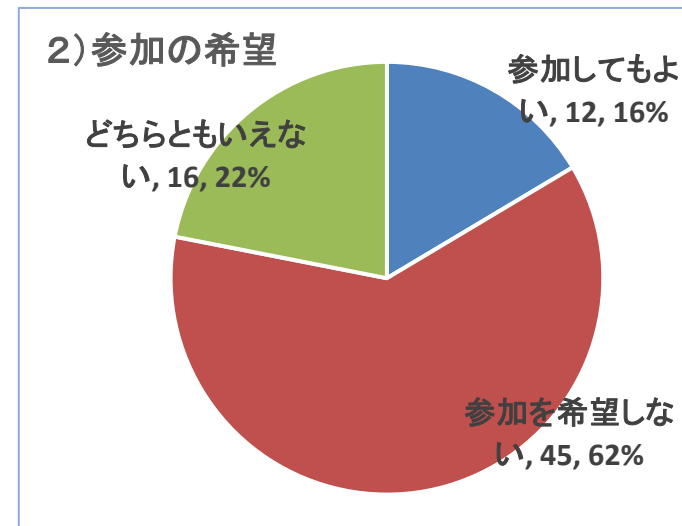
# 病院

## 1 訪問看護ステーションへの出向について

1) 興味（**ある66%、ない29%**）



2) 参加の希望（**希望する16%、希望しない62%**）



## 2 参加してもよいと回答した施設へ

1) 出向の目的として期待すること

看護師の能力強化(12)、連携の強化(10)、  
スキルを活用した地域貢献(8)

2) 出向可能な期間

3か月（7）、6か月（1）、その他（2週間～1か月）（3）

3) 事業開始にあたり整える条件

十分な説明と理解（10）、事務手続きの円滑化（10）

3 事業への参加希望なし、どちらともいえないと回答した施設

1) 参加できない理由

人員確保が難しい・他の職員への負担が増える（41）

病院・法人内に訪問看護ステーションを併設（28）

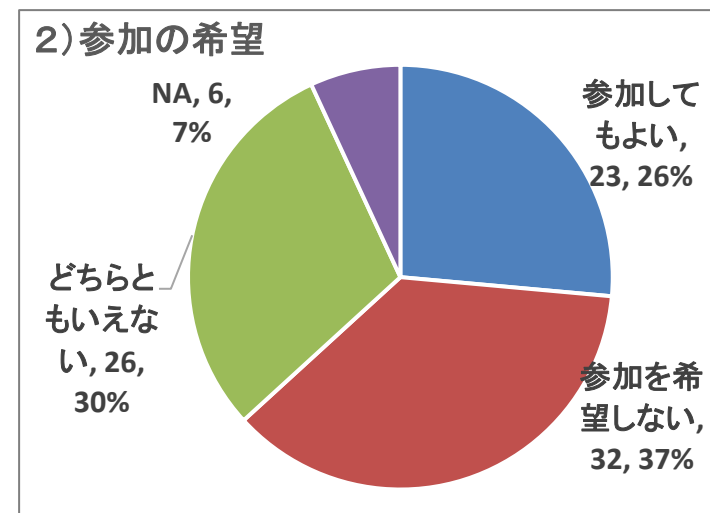
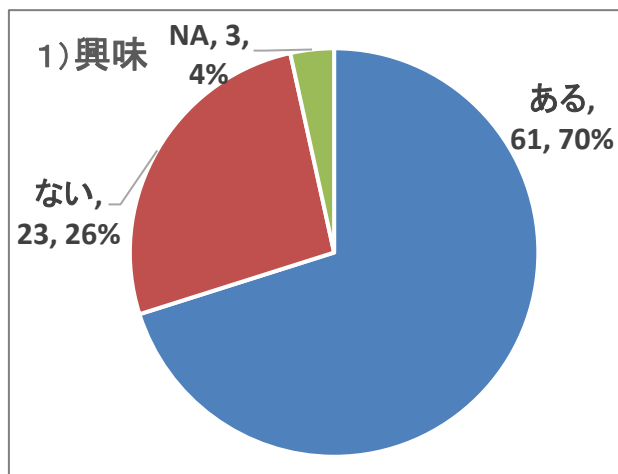
★参加してもよいと回答した施設 **12施設** 期間：**3か月**

# 訪問看護ステーション

## 1 訪問看護ステーションの出向について

1) 興味 (ある70%、ない26%)

2) 参加の希望 (希望する26%、希望しない37%)



## 2 参加してもよいと回答した施設

1) 出向の目的として期待すること

訪問看護への理解促進 (22) 連携の強化 (19)

訪問看護の知識やスキル向上 (19)

2) 出向可能な期間

3か月 (17)、6か月 (3)、その他 (1か月) (3)

3) 事業開始にあたり整える条件

事務手続きの円滑化 (8) 出向看護師への相談・支援体制

3 事業への参加希望なし、どちらともいえないと回答した施設

1) 参加できない理由

指導者の確保が難しい・他の職員への負担が増える (45)

事務手続きが煩雑 (19)

★参加してもよいと回答した施設 **23施設** 期間：**3か月**

